

	対象行政	対象河川	現状と課題
下流域ブロック2	尼崎市	武庫川 蓬川	<p>河川下水道対策 河川対策 (1)河道対策 武庫川（武庫川水系河川整備計画） ・昭和58年台風10号を契機に昭和62年から河川改修事業により河床掘削を行い、平成21年3月に築堤区間の整備が完了した。 ・平成16年台風23号ではこの改修事業の目標流量を上回る洪水が発生しており、河口から約3km付近の洪水に対する安全度は依然として低い。 ・下流部築堤区間の沿川は高度に市街化していることから、ひとたび堤防が決壊し氾濫すると甚大な被害が想定される。想定氾濫区域内の人口や資産が国管理河川の上位クラスと肩を並べる武庫川では、洪水に対する安全度の早期向上が喫緊の課題である。 <b>蓬川</b> ・<b>河川整備基本方針、河川整備計画は未策定である。</b></p> <p>(2)堤防強化（武庫川水系河川整備計画） ・洪水時における浸透、侵食に対する安全性と安全水準を満たさない堤防の強化対策を今後も継続して整備を進める必要がある。</p> <p>(3)洪水調節施設（武庫川水系河川整備計画） ・武庫川の洪水対策、北摂・北神地域の水道水源の確保を目的として、三田市の青野川、黒川合流点に多目的の青野ダムの建設を計画し、昭和63年に完成した。青野ダムは平成16年台風23号など既往洪水において、一定の洪水調節効果を発揮している。</p> <p><b>下水道対策（尼崎市下水道中期ビジョン、H24.3）</b> ・都市化の進展により雨水の流出量が増加するとともに、集中豪雨が増加している。尼崎市でも平成8年（1996年）からの13年間で5回の浸水が発生しており、安心なまちを目指し、浸水被害の軽減を図る必要がある。</p> <p>流域対策（武庫川水系河川整備計画） ・これまで、開発に伴う防災調整池の設置、学校・公園等での貯留、森林の保全と公益的機能向上、その他の貯留・浸透の取り組みなど、様々な流出抑制対策が行われてきた。 ・市街化の進行に伴う流域の保水・貯水機能の低下、低平地への人口・資産の集積、多発する集中豪雨等により、洪水被害の危険性が増大している。 ・平成20年7月には都賀川において局地的豪雨による急激な増水により、水難事故が発生し、平成21年5月には土木学会からも雨水を一時的に貯留する流域対策などの必要性が提言されている。 ・これまで進めてきた河川対策に加えて、既に取り組みを進めている市立尼崎双星高校の校庭貯留など、貯留・浸透により雨水の流出を抑制する流域対策をより一層進める必要がある。 ・県流域下水道の中継ポンプ場では、緊急時に排水ポンプの運転を停止することとしている。</p> <p>減災対策（武庫川水系河川整備計画） ・近年、集中豪雨が多発する傾向にあることから、計画規模を上回る洪水や整備途中段階での施設能力以上の洪水、いわゆる超過洪水が発生し、河川から洪水が溢れでて沿川の住民や家屋等に被害が生じることが考えられる。 ・行政の対策には限界があり災害を完全になくすることはできないと認識し、災害による被害を最小限に抑える「減災」の考え方のもと、流域市、住民とともに日頃から十分に備えをしておくことが重要である。 ・洪水氾濫による被災の経験が無いなど、洪水に対する危険性が十分に認識されていないような地域では、洪水時に住民が適切に避難できるような環境を整えるため、平常時から住民が水害リスクを認識することが重要である。 ・超高齢社会の到来による災害時要援護者の増加などにより、地域コミュニティによる自助・共助といった地域の防災力について課題が生じている。これら近年の社会的状況の変化を踏まえ、地域の防災力の強化を図る必要がある。 ・人的被害の回避・軽減および県民生活や社会経済活動への深刻なダメージを回避するため、河川対策や流域対策を着実に進めることとあわせて、流域市や地域と協力し、水害が発生した場合でも被害を小さくする減災対策について、より一層の充実が求められている。 ・尼崎市では、内水ハザードマップを作成し公表している。</p> <p>河川環境の整備と保全 武庫川（武庫川水系河川整備計画） (1)動植物の生活環境の保全・再生 ・武庫川では河川環境の現況を把握するために、平成15年度に「ひょうごの川・自然環境調査」を実施し、これをもとに「健康診断図」を作成している。 ・市街地を流れる下流部では、河川改修や高水敷の公園整備により人工改変率が高く、外来種の繁茂が見られるが、カワラサイコが生育する礫河原が一部に残っている。 ・本支川にある数多くの横断工作物は河川改修に合わせた魚道等の設置により、武庫川峡谷より下流の本川では、魚類等の移動の連続性は確保されているが、その多くが構造的な問題から、アユ等の遡上・降下に支障をきたしている。 ・本川と支川や水路の合流点においては、大きな落差が見られる箇所もあり、メダカやドジョウなどの生物移動の阻害要因の一つとなっている。 ・河川整備に際しては、良好な動植物の生活環境の保全や、生物移動の連続性に努める必要がある。</p> <p>(2)景観 ・下流部は複断面河道となって市街地を流れ、高水敷のクロマツ、アキニレ等とあいまって安らぎの景観を見せており、多くの区間が河川敷緑地として整備されている。 ・「ふるさと桜づつみ回廊」の一貫として堤防の安全性に支障のない箇所に桜の苗木を植え、桜づつみ回廊を形成している。 ・県では、平成19年3月に「景観の形成等に関する条例」を改正し、広域の地域を対象に景観形成に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための地域景観形成等基本計画（地域景観マスタープラン）を策定できることとした。 ・<b>尼崎市では、「誇りと愛着と活力のある美しいまち」を目指すため、平成23年11月に景観法に基づく景観計画として「尼崎市都市美形成計画」を策定した。</b> ・今後とも、景観法に基づく景観計画等を踏まえ、各主体が連携して武庫川を軸とした景観形成に努めていく必要がある。</p> <p>(3)河川利用 ・仁川合流点付近から河口までは、公園・緑地として整備された広い高水敷がジョギングやサイクリング等に利用されている。 ・今後も、水辺空間に関する多様なニーズを踏まえ、自然環境および治水計画との調和を図りつつ、適正な河川利用の確保が必要である。</p> <p>(4)水質 ・武庫川の下流域の水質は下水道の普及等により改善し、現在は環境基準を達成している。 ・武庫川下流浄化センターでは施設の更新にあわせて高度処理化を進めている。 ・<b>河川景観や親水性、動植物の生活環境等の向上のために、さらなる水の「質」の改善に向け、流域全体で取り組んでいく必要がある。</b></p> <p>津波防災対策（兵庫県取組）（「津波防災対策の推進」H23.10.24） ・国による津波被害想定結果について、県所有の地形データとの相違点等を確認し、県独自の津波シミュレーションを実施している。（H24.8.29資料）</p> <p>・県では、安政南海地震（M8.4：Lv1）を前提に、兵庫県に到達する最大津波高を想定している。この想定では、防潮水門の門扉が完全に閉鎖できれば浸水を防ぐことができるが、門扉が閉鎖できなければ<b>浸水地域が生じる箇所が生じる。</b> ・県では、住民避難についても、市町津波災害対応マニュアル整備の促進、避難訓練の実施、住民への意識啓発を行うなど、幅広い取り組みを促進している。</p>

凡例  
**黒字**：兵庫県既計画（整備計画、推進計画）  
**赤字**：市計画  
**青字**：兵庫県計画（整備計画、推進計画以外）  
**紫字**：県・市が今後共同で取り組む計画

(案)

	対象行政	対象河川	基本的な目標に関する事項・推進に関する基本的な方針	基本的な目標に関する事項・推進に関する基本的な方針
下流域ブロック2	尼崎市	武庫川 蓬川	<p>〔目標〕</p> <ul style="list-style-type: none"><li>想定を超える事態においても、第一に人的被害の回避・軽減を図ること、第二にライフライン等守るべき機能を明確にして防御することにより、県民生活や社会経済活動への深刻なダメージを回避することを目指す。</li></ul> <p>〔方針〕</p> <p>河川下水道対策 河川対策</p> <p>(1)河道対策</p> <p>武庫川（武庫川水系河川整備計画）</p> <ul style="list-style-type: none"><li>戦後最大の洪水である昭和36年6月27日洪水に対し、流域対策を考慮し、洪水調節施設により洪水調節した結果、河道への配分流量3,200m<sup>3</sup>/s（甲武橋）を安全に流下させる。</li></ul> <p>蓬川</p> <ul style="list-style-type: none"><li>早期の河川整備基本方針、河川整備計画の策定を行う。以下に大阪高潮対策事業の概要を示す。<ul style="list-style-type: none"><li>目標 1/100</li><li>流量 46.5m<sup>3</sup>/s（入江橋～蓬川橋の900.5m区間）</li></ul></li></ul> <p>(2)築堤区間の堤防強化</p> <ul style="list-style-type: none"><li>武庫川下流部の築堤区間において、計画高水位以下の洪水による浸透や侵食に対して十分な安全性を確保する。</li><li>計画高水位以上の洪水に対して堤防を決壊しにくくする工法の検討。</li></ul> <p>(3)洪水調節施設</p> <ul style="list-style-type: none"><li>武庫川では、遊水地の整備と青野ダムの活用により、甲武橋基準点において280m<sup>3</sup>/sの洪水調節を行う。</li></ul> <p>下水道対策（尼崎市下水道中期ビジョン、H24.3）</p> <ul style="list-style-type: none"><li>下水道施設は6年確率降雨対応で概ね完了している。雨水整備水準を10年確率降雨対応に引き上げた整備を行う。</li></ul>	<p>流域対策（武庫川水系河川整備計画）</p> <p>武庫川流域</p> <ul style="list-style-type: none"><li>武庫川流域では流域内の学校、公園、ため池を利用した貯留施設等の設置を考慮し、流出抑制量を甲武橋基準点において30m<sup>3</sup>/sとする。</li><li>上記以外の施設についても、実施可能なものについては貯留施設等の設置を検討し、更なる治水安全度向上に資する。</li><li>また、付加的な流出抑制効果が期待できる様々な流出抑制対策についても流域市等と連携し、住民の理解と協力を得て取り組んでいく。</li></ul> <p>蓬川流域</p> <ul style="list-style-type: none"><li>流域内の学校、公園、ため池を利用した貯留施設等の設置を考慮し、また、付加的な流出抑制効果が期待できる様々な流出抑制対策についても流域市等と連携し、住民の理解と協力を得て取り組んでいく。（武庫川水系河川整備計画）</li></ul> <p>減災対策（武庫川水系河川整備計画）</p> <ul style="list-style-type: none"><li>超過洪水が発生した場合でも人的被害の回避・軽減および県民生活や社会経済活動への深刻なダメージの回避を目指し洪水被害を軽減させる。</li><li>流域市と協力し住民に直接働きかけて、水害時の被害を小さくする減災対策を、次の4項目を柱として推進する。（武庫川流域総合治水推進計画）<ul style="list-style-type: none"><li>水害リスクに対する認識の向上（知る）</li><li>情報提供体制の充実と水防体制の強化（守る）</li><li>的確な避難のための啓発（逃げる）</li><li>水害に備えるまちづくりと水害からの復旧の備え（備える）</li></ul></li></ul> <p>環境の保全と創造への配慮</p> <p>武庫川（武庫川水系河川整備計画）</p> <p>動植物の生活環境の保全・再生</p> <ul style="list-style-type: none"><li>河川整備に際しては、「武庫川水系に生息・生育する生物およびその生活環境の持続に関する2つの原則」を適用し、多種多様な動植物が今後も生息・生育できる豊かな自然環境の保全・再生に努める。</li><li>良好な景観の保全・創出</li><li>魅力ある地域の景観を保全・創出するために、河川景観と川沿いの景観を一体のものとして捉えるとともに、川が本来有する自然景観を基調として、上流域の田園景観など、周辺の地域景観と調和した武庫川らしい景観の保全と創出に努める。</li><li>河川護岸等の整備にあたっては、尼崎市都市美形成計画における公共施設の都市美形成ガイドライン（土木編）に基づき、地域固有の素材や自然素材などの活用に努めるなどして、自然景観や周辺のまちなみに調和するよう配慮し、良好な景観の創出に努める。</li></ul> <p>河川利用と人と河川の豊かなふれあいの確保</p> <ul style="list-style-type: none"><li>人と河川の豊かなふれあいについては、自然とのふれあいや環境学習の場の整備・保全に努める。また、水辺空間に関する多様なニーズを踏まえ、自然環境および治水計画との調和を図りつつ、適正な河川利用の確保に努める。</li></ul> <p>水質の向上</p> <ul style="list-style-type: none"><li>水質については、下水道整備を進めるとともに、河川の景観、沿川住民の河川とのふれあい、動植物の生活環境などを考慮し、水生植物の保全・再生等による自然浄化機能の向上を図るなど、関係機関や地域住民と連携して、更なる水の「質」の向上に努める。</li></ul> <p>蓬川</p> <ul style="list-style-type: none"><li>“兵庫・人と自然の川づくり”基本理念・基本方針に基づき、環境の保全と創造への配慮を行う。</li></ul> <p>津波防災対策（兵庫県の取組）（「津波防災対策の推進」H23.10.24）</p> <ul style="list-style-type: none"><li>県では、既往最大である安政南海地震（M8.4）の規模（百年に一度程度の津波：レベル1）を想定し、対策を行なっている。このレベルの津波は、海岸保全施設の整備等により、被害を生じさせないよう「防御」するためのハード対策を中心に実施する。</li><li>東日本大震災（M9.0）の津波（千年に一度程度：レベル2）など、レベル1である安政の3連動地震津波を上回る規模の津波に対しては、ハード対策による「防御」には限界があることから、住民の避難に重点を置いた、ハード・ソフトを組み合わせた総合的な対策を行う。</li></ul> <p>ソフト対策</p> <ul style="list-style-type: none"><li>最大クラス（千年に一度程度：レベル2）の津波が発生した場合でも人命が損なわれないよう、住民の迅速、確実、的確な避難行動を誘導するための取組を、住民や市町と一体となって充実強化する。</li></ul> <p>ハード対策</p> <ul style="list-style-type: none"><li>社会基盤施設については、国が示した考え方を踏まえ、レベル1の津波は防御し、レベル2の津波は越流を許容するが、既存施設を強化し、早期復旧可能な被災に留める粘り強い構造とする。</li><li>千年に一度程度の津波に対する既存施設の強化については、中央防災会議等による津波高の設定や国による技術指針策定後に実施するが、それまでの間、実施可能な既存施設強化対策（機械・電気設備の浸水対策）を進めておく。</li></ul>

凡例  
黒字：兵庫県既計画（整備計画、推進計画）  
赤字：市計画  
青字：兵庫県計画（整備計画、推進計画以外）  
紫字：県・市が今後共同で取り組む計画

(案)

	対象行政	対象河川	河川下水道対策	流域対策				
下流域ブロック2	尼崎市	蓬川 武庫川	<p>河川対策 河川対策 武庫川（武庫川水系河川整備計画）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>戦後最大洪水である昭和 36 年 6 月 27 日洪水を青野ダム等で洪水調節した後の河道への配分流量 3,200m<sup>3</sup>/s に対して流下能力が不足している、河口から JR 東海道線橋梁下流までの河床掘削、低水路拡幅、高水敷掘削を行う。</li> <li>河床掘削に伴い必要となる橋梁の補強又は改築の方法については、橋梁管理者と協議、調整を行う。</li> <li>潮止堰は、周辺の地下水の利用状況等を勘案し、適切に対応することを前提に撤去する。</li> <li>床止工は、同様のことを前提に撤去又は改築する。</li> <li>以下の区間における河道拡幅等を実施する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>河口～5.0k（河口～JR 東海道線橋梁下流） L= 5.0km の河床掘削、高水敷掘削、低水路拡幅 等</li> </ul> </li> </ul> <p>蓬川</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>河川整備基本方針、河川整備計画を早期に策定する。</li> <li>河川整備計画に定められた河川の整備・維持を行う。</li> </ul> <p>下流築堤区間の堤防強化（武庫川水系河川整備計画）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>武庫川下流部の築堤区間を対象に、計画高水位以下の洪水に対するドレーン工法の浸透対策、護岸工による侵食対策を実施する。</li> <li>1.8k～9.0k（南部橋～仁川合流点）L= 14.4km の堤防強化（浸透対策、侵食対策）</li> <li>計画高水位以上の洪水に対して堤防を決壊しにくくする浸透対策及び巻堤築による越水対策について検討し、可能なものから実施する。</li> </ul> <p>下水道対策（尼崎市下水道中期ビジョン、H24.3）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>6 年確率降雨対応の整備がまだ完了していない丸島地区等の雨水整備を引き続き実施する。</li> <li>浸水履歴のある地区等を重点地区とし、優先的に整備を進める。</li> <li>下水管きょおよび雨水ポンプの改築更新時期との整合を図りつつ、優先度を考慮し、順次整備を進める。</li> </ul> <p>津波防災対策（ハード対策）（兵庫県取組）（「津波防災対策の推進」H23.10.24）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>県は、<b>機械・電気設備の浸水対策</b>など、既存施設強化対策、防潮水門の整備など被害軽減対策、道路の裏面での斜路・階段整備など避難支援対策で構成する「津波防災インフラ 5 箇年計画（仮称）」を策定し、計画的に対策を推進する。</li> <li>被害軽減対策防潮堤水門等未整備箇所の前倒し整備</li> <li>県は、自由度が高い社会資本整備総合交付金等を有効活用し、防潮水門の整備など、未整備箇所等の工事を前倒しし、今後 5 年以内を目処に早期完成を図る。</li> </ul> <p>既存施設強化対策（機械・電気設備の浸水対策）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>老朽改築等の工事を予定している東浜第 1 排水機場等、沿岸部の排水機場等について、操作盤等の電気・機械設備を出来るだけ高い位置へ設置する等の先行的な浸水対策を実施する。</li> <li>津波高を 2 倍と仮定した場合に浸水する恐れのある、武庫川下流浄化センターにおいて機械・電気施設が浸水しないよう、入り口などに応急的に土のうや仮設堰板等を設置する。本格的な防水壁・防水扉の整備は、中央防災会議等による津波高の設定後、すみやかに実施する。</li> </ul>	<p>学校・公園、ため池等での雨水貯留の取り組み （<b>尼崎市下水道中期ビジョン、H24.3</b>）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>尼崎市では、<b>雨水排水能力を超える降雨（超過降雨）に対する対策として、引き続き雨水浸透施設の整備を進める。</b></li> </ul> <p>（武庫川流域総合治水推進計画）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>県および市は、自らが管理する学校、公園等の公共施設およびため池等を利用した貯留施設の整備に努めるとともに、当該貯留施設の整備者と施設管理者が管理協定を締結する等により適正な管理に努め、将来に渡る維持管理に努める。</li> <li><b>これらの施設は住民等が利用していることから、流域市等と連携して、雨水貯留の必要性や安全性の確保も含めた利用上の影響について、住民の理解と協力を得て流域対策を推進する。</b>（武庫川水系河川整備計画）</li> <li><b>地域住民（ため池施設の所有者）は、以下の取り組みを行う。</b>（総合治水条例） <ul style="list-style-type: none"> <li><b>ため池の堤を高くすること等により、これらの施設の雨水貯留浸透機能を高める。</b></li> <li><b>これらの施設の雨水貯留浸透機能を維持する。</b></li> </ul> </li> </ul> <table border="1" data-bbox="1537 457 2228 514"> <thead> <tr> <th>市域</th> <th>目標貯留量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>尼崎市域（武庫川流域）</td> <td>約 2 万 m<sup>3</sup></td> </tr> </tbody> </table> <p>その他の雨水貯留・浸透の取り組み</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>尼崎市では市内の各家庭や事業所への雨水貯留タンクの設置を促進することにより、<b>雨水の流出抑制や有効利用といった意識を高めてもらうことを目的として、雨水貯留タンク設置の助成を行う（助成開始 H24.7）。</b>今後も助成制度を継続的に実施し、雨水貯留タンク設置の促進を図る。</li> </ul> <p>（武庫川流域総合治水推進計画）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>県および市は、このような雨水貯留・浸透施設整備の多様な取組が地域全体で広がるよう、その他公共施設での雨水貯留・浸透施設の設置等についても、取り組んでいく。</li> <li>浸水履歴のある地区等において大きな効果が期待できる箇所から優先的に推進し、さらに拡大できるよう地域と連携する。</li> <li><b>地域住民（住宅、店舗その他の小規模な建物等の所有者）は、以下の取り組みを行う。</b>（総合治水条例） <ul style="list-style-type: none"> <li><b>雨水の簡易な貯水槽を設置すること等で雨水貯留浸透機能を備える。</b></li> <li><b>これらの建物等の雨水貯留浸透機能を維持する。</b></li> </ul> </li> </ul> <p>排水ポンプの運転調整（武庫川水系河川整備計画）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>武庫川築堤区間の出水時における排水ポンプ場の合理的な運転調整方法については、ポンプ停止による内水氾濫に対する避難等の減災対策も含めて、地元市や下水道管理者等と協議・検討する。</li> </ul>	市域	目標貯留量	尼崎市域（武庫川流域）	約 2 万 m <sup>3</sup>
市域	目標貯留量							
尼崎市域（武庫川流域）	約 2 万 m <sup>3</sup>							

凡例  
黒字：兵庫県既計画（整備計画、推進計画）  
赤字：市計画  
青字：兵庫県計画（整備計画、推進計画以外）  
紫字：県・市が今後共同で取り組む計画

(案)

減災対策

	対象行政	対象河川		
下流域ブロック2	尼崎市	達川 武庫川	<p>水害リスクに対する認識の向上（知る）  （武庫川流域総合治水推進計画）  水害リスクを知る機会の提供  ・県および市は、ハザードマップ等を活用しながら、わがまちを歩く体験型講座を開催するなど、住民が水害リスクを知る機会を数多く提供しよう努める。  水害リスクを知るツールの整備  ・県および市は、外水による堤防の決壊や溢水を対象としたハザードマップに加えて、内水被害の考慮や、水害リスク評価に関する全国の事例を参考にして、住民が水害リスクを正確に理解でき、わかりやすいハザードマップに改良、強化を図ることを検討する。<b>また、作成、配布済みの洪水ハザードマップにおいても、適宜、土地利用等の変化等に応じて修正し、再配布することを検討する。</b>  ・<b>尼崎市では、浸水シミュレーションによる方法で内水ハザードマップを作成し、平成 24 年 3 月に各戸配布済みである。（総合治水対策の取組事例）</b>  ・県はCG ハザードマップで整備してきた映像等を今後も継続して公開していくが、市はこれらの映像等の活用方法について検討する。<b>また、県は内容について適宜見直しを行い、市はより住民理解を高める他の方法を検討する。</b>  ・<b>市はハザードマップの更新時等、住民目線の現地情報を盛り込み、内容的確性・分かりやすさを向上させ、住民理解度の向上に資する。</b>  ・県は市における地域防災計画の見直しやハザードマップの作成が円滑に行われるよう、財政的・技術的な支援を行う。（基本方針治水資料）  ・<b>地域住民は、県及び市が提供する浸水による被害及び避難に関する情報を把握しよう努め、その周知に協力する。</b>（総合治水条例）  防災の担い手となる人材の育成  ・<b>県および市は、行政、住民、NPO 等、様々な主体の防災の担い手を育成するため、防災研修を実施する。</b>  ・県および市は、住民が災害時に取るべき行動を身につけ、かつ、平常時から災害に備えることができるよう、ひょうご防災リーダー講座等の研修や防災に関する出前講座を実施し、人材の育成に努める。<b>特に、武庫川に関心が高い人材を発掘し、減災に関する地域活動に主体的に関わることができる防災の担い手の育成を図る。</b>  ・行政の担当職員も水害リスクを十分認識し、より専門的な知識を身につけるよう研修の充実に努める。  ・<b>県および市は、地域毎に災害に備えた勉強会を実施し、発災時に備える。</b>  ・<b>地域住民は、以下の取り組みを行う。</b>（総合治水条例）  ・<b>浸水による被害の軽減を図るためには、県民一人ひとりが浸水による被害を軽減する適切な対策を講ずることが重要であると認識する。</b>  ・<b>自ら浸水による被害及び、これに対する適切な対策について学習しよう努める。</b></p> <p>情報提供体制の充実と水防体制の強化（守る）  （武庫川流域総合治水推進計画）  避難情報の伝達  ・県は市および住民の避難判断の助けとなるような防災情報の提供体制の充実に努める。  ・市は住民に避難勧告等に関する情報を迅速に提供するため、同報無線、移動無線の充実を図る。  ・<b>道路のアンダーパス部冠水危険箇所において車両侵入水没事故を未然に防止するため、直前の路側やアンダーパス部に注意喚起看板屋推進表示板、道路冠水情報番頭を設置するなど、現場情報に応じた対策を継続的に実施する。</b>（総合治水対策の取組事例）  ・<b>地域住民は、以下の取り組みを行う。</b>（総合治水条例）  ・<b>県及び市が提供する被害及び避難に関する情報を把握しよう努める。</b>  ・<b>他の地域住民に、把握した情報を提供しよう努める。</b>  ・<b>また、自ら及びそれぞれの安全を確保しよう努める。</b></p> <p>河川情報の伝達  ・洪水時の水位予測等を市へ配信し、水防活動や避難勧告等の発令の支援を図る。  ・<b>県と神戸海洋気象台が共同して洪水予報を発表し、TV 等のメディアを通じて早期警戒避難を支援している</b>（総合治水対策の取組事例）、今後も継続的に実施し、早期警戒避難の支援に努める。  ・<b>県では武庫川洪水時に水位局での 3 時間後の水位を予測し、これを市町や消防・警察へ配信することで的確な避難勧告等の発令や水防活動を支援（フェニックス防災システム）している。</b>今後も、継続して信頼性を高めていく必要のあるシステムであるため、実績洪水等を踏まえ、システムの精度向上に取り組む。（総合治水対策の取組事例）  ・県は、地上デジタル放送等を利用した水位情報等の配信について、<b>国と調整して効率的な導入を推進する。</b>  水防体制の強化  ・<b>県・市や防災関係機関で構成する「水防連絡会」を、県は毎年増水期前に実施するなど、連絡体制・重要水防箇所等の確認、土砂、土のう袋等の水防資機材の備蓄状況等（基本方針治水に関する資料）、水防に関する相互の情報共有や連携強化に務めている。</b>今後も継続的に実施し、連携強化に務める。  ・<b>県は、大規模洪水時における職員の危機管理能力および地域防災力の向上を図ることを目的に、実践的な演習を行い、市は、県、防災関係機関と連携して防災訓練を実施し、防災体制の強化に務める。</b>さらに、大規模災害を想定した演習を地域住民とともに開催し、<b>発災時の円滑な避難・救援・啓開活動に備える。</b>  ・<b>地域住民は、市が県や防災関係機関等と連携して実施する防災訓練に参加しよう努める。</b>（総合治水条例）</p>	<p>的確な避難のための啓発（逃げる）  （武庫川流域総合治水推進計画）  自助の取組の推進  ・県および市は、作成したハザードマップ等のより一層の利活用を図り、住民が被害に合わないために必要な知識の啓発に努める。なお、避難中の被災を避けるため、上層階へ避難することなども選択肢として提示する。  ・<b>尼崎市では東園田地区等の一部の地区において「手づくりハザードマップ」が作成されている（総合治水対策の取組事例）。今後は、他地域へ拡大するとともに、作成したマップを避難訓練等に使用するなどの活用方策についても検討していく。</b>  ・県は、携帯電話のメール機能、ホームページ機能を利用して、住民に直接、気象情報や避難情報等を届ける「ひょうご防災ネット」への加入など、各種防災情報の入手方法の啓発に努める。  ・<b>地域住民は、以下の取り組みを行う。</b>（総合治水条例）  ・<b>県及び市が提供する被害及び避難に関する情報を把握しよう努める。</b>  ・<b>他の地域住民に、把握した情報を提供しよう努める。</b>  ・<b>また、自ら及びそれぞれの安全を確保しよう努める。</b></p> <p>共助の取組の推進  ・市は、作成したハザードマップ等を活用し、水害発生時に災害時要援護者が円滑に避難できるよう、地区内で住民同士が助けあう取組の推進に努める。  ・<b>地域住民は、以下の取り組みを行う。</b>（総合治水条例）  ・<b>地域住民同士が相互に連携して総合治水に資する自主的な活動を行うよう努める。</b>  ・<b>その活動を行う団体を組織し相互に連携させる等の方法により、協働による総合治水に取り組むよう努める。</b></p> <p>公助の取組の推進  ・県は住民の避難判断の助けとなるような防災情報の提供体制の充実に努める。  ・市は隣接市間で避難情報を共有するとともに、水害時に隣接市の避難所を相互活用することについて検討を進める。  ・市は、避難経路等を屋外に表示し、住民や外来者に周知することについても、その有効性や実現可能性を見極めた上で具体化を検討する。</p> <p>水害に備えるまちづくりと水害からの復旧の備え（備える）  （武庫川流域総合治水推進計画）  水害に備えるまちづくりへの誘導  ・水害リスクの高い地域において、減災のための土地利用や上層階避難が可能でかつ堅牢な建物への誘導を図るなど、水害に備えたまちづくりの実現に向け、県・市の関係部局で検討する。  重要施設の浸水対策  ・県および市は、浸水による建築物の被害を未然に防止し、水害に備えたまちづくりへの誘導を図るため、小学校、中学校など避難所や病院など公共施設等において、電気設備等を浸水想定水位より上に設置したり、地下室を浸水が生じない構造にするなど、重要施設の浸水対策について検討する。  水害に対する保険制度の加入促進  ・県および市は、水害からの早期復旧を図るため「フェニックス共済（兵庫県住宅再建共済制度）」等の保険制度への加入促進に努める。  ・<b>地域住民は、浸水による被害を受けた場合に早期に自立した生活を再建するため、県が実施する共済制度等への加入や損害保険契約等の締結等を通じ、生活基盤の回復に備えるよう努める。</b>（総合治水条例）</p> <p>津波防災対策（ソフト対策）(H24.8.29 資料)  津波避難対策の推進  ・県は、津波避難市町マニュアルの策定・改定や、津波一時避難ビルの指定、避難訓練、ハザードマップの作成等の避難対策を促進する。  （「国の「南海トラフ巨大地震モデル検討会」の検討結果に対する兵庫県の対応」H24.4.2）  ・<b>関西広域連合では、昨年度「関西防災・減災プラン」を策定した。これに基づき、鉄道高架駅舎・高速道路、高層建築物等を活用した津波避難対策等について、構成府県と連携して着実に実施する。</b>  東南海・南海地震対策推進協議会の開催  ・県は、県民局単位に設置している当南海・南海地震対策推進協議会において、市町、国の関係機関、警察、消防の参画のもと、それぞれの地域特性に応じた避難対策などの津波対策を的確に推進する。  地域防災計画の修正  ・<b>県は、県の津波シミュレーションの結果のほか、今後取りまとめられる国の被害想定結果、対策内容等を踏まえ、本県の地域防災計画を修正する。</b></p>

凡例  
黒字：兵庫県既計画（整備計画、推進計画）  
赤字：市計画  
青字：兵庫県計画（整備計画、推進計画以外）  
紫字：県・市が今後共同で取り組む計画

(案)

	対象行政	対象河川	環境の保全と創造への配慮																
下流域ブロック2	尼崎市	武庫川	<p>動植物の生活環境の保全・再生（武庫川水系河川整備計画）</p> <p><b>河川環境の保全と再生への配慮</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>河川整備に当たっては、環境影響を可能な限り回避・低減または代替できる環境保全措置を講じて豊かな自然環境の保全・再生を図るために、河川整備実施箇所における環境2原則への影響を評価し、保全・再生目標を設定の上、対策を実施する。</li> </ul> <table border="1" data-bbox="379 302 1584 407"> <tr> <td data-bbox="379 302 587 361">武庫川下流部の目標 (河口～JR橋) 汽水域の拡大と干潟の創出</td> <td data-bbox="587 302 676 361">対策1</td> <td data-bbox="676 302 931 361">魚類等の移動の連続性確保</td> <td data-bbox="931 302 1584 361">潮止堰撤去で汽水・回遊種の生息環境を改善し、アユやウキゴリ等の回遊魚の遡上を促進するとともに、上流床止めの魚道を改良する。</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="587 361 676 407">対策2</td> <td data-bbox="676 361 931 407">干潟の創出</td> <td data-bbox="931 361 1584 407">水制工等を設置して干潟の創出に努める。</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>「武庫川水系に生息・生育する生物およびその生活環境の持続に関する2つの原則」に則った事業の実施に向けて、留意事項等をまとめた手引きを作成するとともに、パンフレットを作成して関係機関や地域住民、事業者などに「2つの原則」を普及させる。</li> </ul> <p><b>天然アユが遡上する川づくり</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>アユを武庫川のシンボル・フィッシュとし、適切な役割分担のもとより望ましい川づくりに努めるとともに、生態系の保全・再生活動の円滑にするために行政手続きの迅速化や技術面でのサポート等を行う。</li> <li>平成21年度から実施しているアユの分布、産卵場、仔アユの降下等の生息実態調査結果を踏まえ、関係者の役割分担のもと、魚道の改善やみお筋の確保などによる移動の連続性の向上、産卵場および稚魚期の生息場所の確保等の必要な対策を検討し、実施可能なものから取り組んでいく。また、必要に応じてアユの生息実態の追加調査を行う。</li> </ul> <p><b>良好な景観の保全・創出（武庫川水系河川整備計画）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>武庫川らしい景観を保全・創出するため、地域固有の景観資源の保全、歴史・文化等の地域特性への配慮等、地域一体で努める。</li> <li>下流部築堤区間のクロマツやアキニレ等の高木樹は良好な景観を形成しており、河川整備にあたっては樹木伐採を最小限にする工法を検討するなど、良好な景観の保全に努める。</li> <li>河口部では潮止堰等の撤去により、汽水域が拡大され、干潟が創出されることから、これらを活かした魅力ある河川景観の創出を地域住民等との参画と協働のもとで進めていく。</li> <li>河川も重要要素であるため、治水との整合を図りつつ「兵庫県公共施設景観指針」に基づいて整備に努める。</li> </ul> <p><b>河川利用と人と河川の豊かなふれあいの確保（武庫川水系河川整備計画）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>武庫川は、地域住民の身近な憩いの空間であり、今後も自然環境および治水計画との調和に留意し、多様な要望に応えられるよう努める。</li> <li>関係機関と連携して河川利用の利便性を確保するとともに、自然を生かした水辺の創出や施設の整備に努め、地域の環境学習を支援する。</li> <li>河川水面にあたっては、流域市や関係機関などと連携して秩序ある利用に努める。</li> </ul> <p><b>水質の向上（武庫川水系河川整備計画）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>武庫川水系の下水道等生活排水対策施設の整備は概成しており、今後は下水処理施設の高度処理化や合流式下水道改善事業などにより放流水のさらなる水質改善に努めていく。</li> <li>県では、阪神間の4市（尼崎市、西宮市、伊丹市、宝塚市）の下水道整備を効率的に行い、都市の健全な発達および公衆衛生の向上に寄与し、併せて公共用水域の水質保全に資するため、武庫川下流域下水道事業を行っている。（兵庫県HP）</li> </ul> <table border="1" data-bbox="379 1157 1584 1293"> <tr> <td data-bbox="379 1157 676 1182">処理面積</td> <td data-bbox="676 1157 1584 1182">尼崎市：2,081.8ha、西宮市：1,484.0ha、伊丹市：784.0ha、宝塚市：2,327.0ha 計：6,677.8ha</td> </tr> <tr> <td data-bbox="379 1182 676 1207">下水管渠</td> <td data-bbox="676 1182 1584 1207">右岸第1幹線他 7 L= 33,830.0 m</td> </tr> <tr> <td data-bbox="379 1207 676 1266">処理場</td> <td data-bbox="676 1207 1584 1266">名称：武庫川下流浄化センター、位置：尼崎市平左衛門町、計画処理人口：629,100人 処理能力：374,900m<sup>3</sup>/日、処理方法：高度処理（ステップ流入式多段硝化脱窒法＋砂る過）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="379 1266 676 1293">完成の時期</td> <td data-bbox="676 1266 1584 1293">昭和51年10月：一部供用開始、平成38年3月：全体計画目標年次</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>定期的な水質調査や底質調査を関係機関と連携して継続して実施し、水質状況を的確に把握する。</li> <li>油等の河川への流出事故については、「武庫川水質連絡会議」等と連携して、情報の迅速な伝達と共有化を図る。</li> <li>わかりやすい水質指標による調査の実施を、関係機関と連携して検討する。</li> <li>河積に余裕がある箇所では、オギやヨシ等の水生植物の再生を地域住民とともに進め、自然浄化機能の向上に努める。</li> </ul>	武庫川下流部の目標 (河口～JR橋) 汽水域の拡大と干潟の創出	対策1	魚類等の移動の連続性確保	潮止堰撤去で汽水・回遊種の生息環境を改善し、アユやウキゴリ等の回遊魚の遡上を促進するとともに、上流床止めの魚道を改良する。		対策2	干潟の創出	水制工等を設置して干潟の創出に努める。	処理面積	尼崎市：2,081.8ha、西宮市：1,484.0ha、伊丹市：784.0ha、宝塚市：2,327.0ha 計：6,677.8ha	下水管渠	右岸第1幹線他 7 L= 33,830.0 m	処理場	名称：武庫川下流浄化センター、位置：尼崎市平左衛門町、計画処理人口：629,100人 処理能力：374,900m <sup>3</sup> /日、処理方法：高度処理（ステップ流入式多段硝化脱窒法＋砂る過）	完成の時期	昭和51年10月：一部供用開始、平成38年3月：全体計画目標年次
		武庫川下流部の目標 (河口～JR橋) 汽水域の拡大と干潟の創出	対策1	魚類等の移動の連続性確保	潮止堰撤去で汽水・回遊種の生息環境を改善し、アユやウキゴリ等の回遊魚の遡上を促進するとともに、上流床止めの魚道を改良する。														
	対策2	干潟の創出	水制工等を設置して干潟の創出に努める。																
処理面積	尼崎市：2,081.8ha、西宮市：1,484.0ha、伊丹市：784.0ha、宝塚市：2,327.0ha 計：6,677.8ha																		
下水管渠	右岸第1幹線他 7 L= 33,830.0 m																		
処理場	名称：武庫川下流浄化センター、位置：尼崎市平左衛門町、計画処理人口：629,100人 処理能力：374,900m <sup>3</sup> /日、処理方法：高度処理（ステップ流入式多段硝化脱窒法＋砂る過）																		
完成の時期	昭和51年10月：一部供用開始、平成38年3月：全体計画目標年次																		
		蓬川	<p><b>人と自然が共生する川づくり（ひょうご・人と自然の川づくり事例集）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>兵庫県では、治水、利水機能の充実に努めるだけでなく、人と自然が共生する「さわやかな県土づくり」に努めていくため、「ひょうご・人と自然の川づくり」の基本理念・基本方針を平成8年5月に策定している。</li> <li>川づくりの軸には、治水・利水、生態系、親水、水文化・景観の4つを据えており、河川整備にあたってはこれを尊重する。</li> </ul> <p><b>4つの基本理念</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>水辺の魅力と快適さを生かした川づくり</li> <li>安全ですこやかな川づくり</li> <li>流域の個性や水文化を一体となった川づくり</li> <li>自然の豊かさを感じる川づくり</li> </ul> <p><b>河川の総合的な保全と利用（整備計画未策定につき以下には堀切川を参考に記載）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>河川の適正な利用および流水の正常な機能の維持に関しては、現在、河川水の利用は であるが、震災などの緊急時には、河川水の利用が図られるように配慮する。</li> <li>河川流域および関連する地域の水循環を考慮し、関係機関との連携のもと、広域的・総合的な取り組みにより、流水の正常な機能の維持・改善を図る。</li> <li>河川の水質については、今後も関係機関と連携し、水質の改善に努める。</li> <li>今後も動植物の生息環境等についてモニタリング調査を行い、河川環境の把握に努める。</li> <li>河川の水質や環境の維持、改善等のため、河川の流況の把握に努める。</li> </ul>																

生物多様性への配慮（生物多様性配慮指針）  
以下の5点について配慮する。

- 広域的視点から地域単位で生物多様性に配慮する
- 個別事業における行為が生物多様性に及ぼす影響に配慮する
- 事業の目的や内容そのものが生物多様性への配慮となる事業を進める
- 運営・維持管理の中で生物多様性に適した環境へと好転するよう配慮する
- 参画と協働により生物多様性に配慮した取り組みを進める

具体的に下記5項目の視点で対策を講じる。

生態系の多様性への配慮

- 生き物の生息・生育空間となる多様な自然とそのつながりの保全・創出
- 種の多様性への配慮
- 野生生物の保護・保全
- 野生生物の生息・生育環境の保全・創出
- 野生生物の移動を阻害する要素の排除・抑制
- 遺伝子の多様性への配慮
- 遺伝子攪乱要因の排除・抑制
- 野生生物の移動を阻害する要素の排除・抑制
- 外来生物への対策
- 侵略的外来生物の排除・抑制
- 野生動物対策
- 野生動物の排除・抑制

凡例  
 黒字：兵庫県既計画（整備計画、推進計画）  
 赤字：市計画  
 青字：兵庫県計画（整備計画、推進計画以外）  
 紫字：県・市が今後共同で取り組む計画